

学校感染症の種類と出席停止期間について(学校保健安全法施行規則第 18 条)

前橋工科大学 学長

分類	特徴	感染症の種類	出席停止の基準
第 1 種	発生はまれだが 重大な感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性 性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東 呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）特定鳥イ ンフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	飛沫感染し、流 行拡大の恐れが ある感染症	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、 解熱した後 2 日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコ ロナウイルス属のコロナウイルス：令和 2 年 1 月に中華人民共和国から WHO に報告された ものに限る	発症した後 5 日を経過し、かつ、 症状が軽快した後 1 日を経過す るまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗生物質製剤に よる治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫 脹が発現した後 5 日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるま で
		風疹（3 日はしか）	発疹が消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するま で
		咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後 2 日を経過 するまで
		結核	病状により学校医その他の医師 において感染のおそれがないと 認められるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	飛沫感染が主体 ではないが、放 置すれば流行拡 大の可能性があ る感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性 出血性結膜炎 ※その他の感染症（診察した医師の判断によっ て措置が考えられる感染症）	症状により医師において感染の おそれがないと認められるまで

※ 第 1 種・第 2 種の感染症に家族がかかっている場合、また、地域に流行している場合等、その
状況により、登校について医師の意見、許可が必要な場合もある。

■インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、出席停止期間を超えた場合のみ、治癒証明書
（様式第 10 号）を保健室または事務局へ提出してください。

■インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外に罹患した場合は、治癒証明書を提出してく
ださい。（診断書不要）